

平成28年10月21日(金)までに、ポストに投函してください  
向封の「返信用封筒」に、回答を書き入れたこの調査票を入れて、ポストに  
投函してください。切手を貼る必要はありません。

【記入済調査票送付先】

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター9階  
文京区役所障害福祉課障害福祉係

【調査票に関する問い合わせ先】

この調査は、集計及び分析を(株)サーベイリサーチセンターに委託して実施して  
います。調査票の内容に関して不明な点等ありましたら、お手数ですが下記までお  
問い合わせください。

(株)サーベイリサーチセンター 担当:津崎、小寺  
電話:0120-957-873、FAX:03(3802)6728  
メールアドレス: yoronkei@kaku2ka@surece.co.jp  
受付時間:平日(月～金) 午前10時～午後6時

在宅の方

区民の生活のニーズに関する調査

日頃から、文京区の福祉行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。  
文京区では、皆様の生活実態や意向を把握して、福祉施策を計画的に進めていくための  
基礎資料とするために、調査を実施します。

以下のいずれかに該当する方を対象者とさせていただきます。

- ・文京区内に居住している身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方  
(肢体不自由、内部障害については無作為抽出、その他の障害については全数)
- ・文京区内に居住している愛の手帳をお持ちの18歳以上の方(全数)
- ・文京区内に居住している精神障害者保健福祉手帳をお持ちの18歳以上の方(全数)
- ・文京区内に居住している難病医療券をお持ちの18歳以上の方(全数)

ご回答いただいた内容は、統計的に集計・分析して、報告書として発行するとともに  
文京区公式ホームページでもお知らせします。調査の結果については障害者計画(平成3  
0年度から平成32年度まで)策定の参考にさせていただきます。

無記名アンケートの方式でご回答いただきますので、個人が特定されたり、個人ごとの回答  
内容が明らかになることはありません。この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くだ  
さいますよう、どうぞよろしく願っています。

平成28年10月  
文京区 福祉部  
保健衛生部

※ この調査は在宅の方を対象としており、グループホームにお住まいの方も対象に含ま  
れます。

記入上のお願い



- 回答は、この調査票に直接書いてください。
- 質問によっては、一部の番号に○印をつけてください。
- 回答は、あてはまる番号に○印をつけてください。
- 回答が「その他」になる場合は、( )内にその内容を書いてください。
- 性別など回答しにくい質問は答えず、次の質問に進んでください。
- この調査票には、名前を書かないでください。
- 視覚に障害のある方で調査票の回答にお困りの場合は、点字調査票を送付するか、直接調査員が伺って調査いたしますので、障書福祉課までご連絡ください。  
(障書福祉課 電話:03-5803-1211 FAX 03-5803-1352 受付平日8:30～17:15)

ここから調査がはじまります

この調査票で、「あなた」とあるのは、『あて名ご本人』のことです。

できるかぎりありあて名ご本人がお答えください。あて名ご本人が回答できない場合は、ご家族や介助の方が、あて名ご本人の立場で、現在の状況で回答してください。

- 問1 この調査票に回答していただく方はどなたですか。(○はひとつ)
- あて名ご本人
  - ご家族の方
  - その他 ( )

【回答に支援が必要な場合の問い合わせ先】

回答の際の支援を行います。ご希望の方は下記までお問い合わせください。

文京区基幹相談支援センター  
 住所:文京区小日向2-16-15 文京総合福祉センター1階  
 Tel 03(5940)2903、Fax 03(5940)2904

社会福祉法人文京槐の会(は〜と・ピア、は〜と・ピア2)  
 住所:文京区大塚4-21-8  
 Tel 03(3943)4300、Fax 03(3943)4330

本郷福祉センター(若駒の里)  
 住所:文京区本郷4-35-15  
 Tel 03(3823)8091、Fax 03(3823)8092

社会福祉法人武蔵野会(リアン文京)  
 住所:文京区小日向2-16-15  
 Tel 03(5940)2822、Fax 03(5940)2823

文京区大塚福祉作業所  
 住所:文京区大塚4-50-1  
 Tel 03(3946)5601、Fax 03(3946)2667

文京区小石川福祉作業所  
 住所:文京区小石川3-30-6  
 Tel 03(3811)1431、Fax 03(5689)4523

問6 あなたご本人の主な収入の内訳をお聞きます。(○は3つまで)

- 年金(障害基礎年金など) 5 手当(障害者手当など)
- 給与・報酬(企業などに就労) 6 生活保護費
- 工賃(通所施設・福祉作業所などに通所) 7 親族の扶養または援助
- 事業収入(自営業等) 8 その他( )

問7 あなたの同居家族をお聞きます。(○はいくつでも)

- 父親 4 子 7 ひと暮らし
- 母親 5 兄弟・姉妹 8 グループホーム等での集団生活
- 配偶者 6 その他親族 9 その他( )

## 2 障害と健康について

問8 あなたの障害や心身の不調について、あなたやご家族の方などが最初に気づいた時期をお聞きます。(○はひとつ)

- 生まれたとき 5 30~39歳 9 65~69歳
- 0~5歳 6 40~49歳 10 70~74歳
- 6~17歳 7 50~59歳 11 75歳以上
- 18~29歳 8 60~64歳

## 1 ご本人について

問2 あなたの性別をお聞きます。(○はひとつ)

- 男性 2 女性

問3 あなたの年齢をお聞きます。平成28年10月1日現在の満年齢をお書きください。

歳

問4 あなたが持っている手帳の種類をお聞きます。手帳をお持ちの方は、等級・程度にも○をつけてください。(該当するものに○)

- 身体障害者手帳(1級) 2級 3級 4級 5級 6級
- ① 肢体不自由(上肢・下肢・体幹等)
- ② 言語・言語・そしゃく機能障害
- ③ 視覚障害
- ④ 聴覚・平衡機能障害
- ⑤ 内部障害(心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓)
- 2 愛の手帳(1度 2度 3度 4度)
- 3 精神障害者保健福祉手帳(1級 2級 3級)
- 4 これらの手帳は持っていない

問5 あなたご本人の年収額をお聞きます。税金等を差し引く前の額でお答えください。(○はひとつ)

- 収入はない 5 250万円以上~500万円未満
- 80万円未満 6 500万円以上~1,000万円未満
- 80万円以上~150万円未満 7 1,000万円以上
- 150万円以上~250万円未満

※2 発達障害

平成28年8月1日から発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行され、法第2条で「発達障害者とは、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常、低年齢で顕れ出す障害）がある者であって、発達障害及び社会的障壁（バリア）により、日常生活または社会生活に制限を受ける者と定義されています。

ここからは問10で「1 難病・特定疾患」と回答された方にお聞きします。

問11 問10で「1 難病・特定疾患」と回答された方にお聞きします。

病名（東京都発行の難病医療費等助成制度の医療券もしくはは診断書に記載されている病名）等をお答え下さい。

病名（ ）  
 病名（ ）年（ ）ヶ月  
 診断を受けてからの期間（ ）

ここからは問10で「8 発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）」と回答された方にお聞きします。

問12 問10で「8 発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）」と回答された方にお聞きします。  
 診断名をお答え下さい。例）広汎性発達障害、学習障害（LD）など

診断名（ ）

問9 障害や心身の不調に気づいたとき、誰に相談しましたか。  
 (〇はいくつでも)

- 1 家族
- 2 学校の教職員
- 3 保育園・こども園・幼稚園の教職員
- 4 民生委員・児童委員
- 5 障害等の当事者会や家族の会
- 6 医療関係者（医師・看護師・医療相談員）
- 7 障害福祉課・予防対策課の窓口
- 8 障害福祉課・予防対策課以外の区の窓口
- 9 保健サービスマスター（保健師）
- 10 基幹相談支援センター ※1
- 11 子ども家庭支援センター
- 12 教育委員会・教育センター
- 13 児童相談センター（児童相談所）
- 14 インターネット等の情報
- 15 相談しなかった
- 16 その他（ ）

※1 基幹相談支援センター

障害者・原とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担います。障害の種類や年齢にかかわらず、専門的な相談対応を行います。  
 また、相談支援業者に対する専門的な指導、人材育成の支援等により、区内全体の相談支援機能の強化を図る拠点となります。  
 (所在地:文京区小日向2-16-15 文京総合福祉センター1階)

問10 あなたには、次の疾患や障害がありますか。(該当するものに〇)

- 1 難病・特定疾患 →1に〇を付けた方は問11へ
- 2 慢性疾患（糖尿病・心臓疾患・脳血管疾患・腎臓疾患・大腸の疾患等）
- 3 統合失調症
- 4 気分障害（うつ病・躁うつ病）
- 5 神経症（不安神経症、強迫神経症等）
- 6 依存症（アルコール・薬物等）
- 7 知的障害
- 8 発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等） ※2  
 →8に〇を付けた方は問12、問13、問14へ
- 9 高次脳機能障害
- 10 特にない
- 11 その他（ ）

→上記1-8のいずれにも当てはまらない方は、問15へ

ここからは全ての方にお聞きます。

問15 あなたは、手帳の理由となっている障害や心身の不調について、どのような医療機関で治療を受けたり、相談をしたりしていますか。(〇はいくつでも)

- 1 専門の診療所・クリニック
- 2 一般病院・大学病院
- 3 専門病院(療育・リハビリ科・精神科など)
- 4 医療機関には相談していない
- 5 その他

問16 あなたは、問15の医療機関以外に、普段の健康や体調が悪い時(風邪など)に気軽に相談できる診療所の「かかりつけ医」※3がいますか。(〇はいくつでも)

- 1 診療所・クリニック(通院)
- 2 診療所・クリニック(住診や訪問診療)
- 3 なし
- 4 その他

※3 かかりつけ医

「かかりつけ医」とは、身近な地域の診療所などで日常的に医療を受けたり、健康に関する相談ができたりする医師のことです。

問17 障害等について、受診状況等をお聞きます。(〇はひとつ)

- 1 定期的に通院している
- 2 定期的に訪問診療を受けている
- 3 定期的に訪問看護を受けている
- 4 現在入院している
- 5 現在は通院していない
- 6 その他

問13 問10で「8.発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)」と回答された方にお聞きます。

あなたが自身が、発達障害に基づく日常生活の問題や困難に気づいたのはいつごろですか。

- 1 小学校入学前(0~5歳)
- 2 小学生のころ(6~12歳)
- 3 中学生のころ(13~15歳)
- 4 高校生のころ(16~18歳)
- 5 大学・専門学校等に入学した後(19歳以上)
- 6 就職した後
- 7 その他
- 8 特に問題や困難はない

問14 問10で「8.発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)」と回答された方にお聞きます。

それはどのような問題や困難でしたか。(〇はいくつでも)

- 1 対人関係(友人等・家族を除く)
- 2 家族関係
- 3 学校関係
- 4 就職・仕事に関すること
- 5 心身の状態に関すること
- 6 その他

※5 障害者支援施設  
障害者支援施設とは、障害者に対して、夜間に入浴・食事の介護などの支援（施設入所支援）を行うとともに、昼間に日中活動サービス（生活介護、自立訓練など）を行う施設をいいます。

### 3 相談や福祉の情報について

問21 あなたには、日常生活で困っていることがありますか。  
(○はいくつでも)

- 1 健康状態に不安がある
- 2 看替えや食事などが十分できない
- 3 家事などが十分できない
- 4 介護者の負担が大きいの
- 5 介護者が高齢化している
- 6 外出に支障がある
- 7 住まいに支障がある
- 8 就労について困っている
- 9 緊急時の対応に不安がある
- 10 災害時の避難に不安がある
- 11 人間関係に支障がある
- 12 障害や病気に對する周囲の理解がない
- 13 困ったとき相談する相手がいない
- 14 役所などの手続きが難しい
- 15 近くに、病氣や障害を理解した上で診てもらえる診療所がない
- 16 経済的に不安がある
- 17 将来に不安を感じている  
(具体的に)
- 18 日中することがない
- 19 様々な人と知り合ったり、交流する機会が少ない
- 20 特にない
- 21 その他 ( )

問18 あなたは、毎日の生活の中で、どのような介助や支援が必要ですか。  
(○はいくつでも)

- 1 食事
- 2 排泄
- 3 入浴
- 4 嚥下
- 5 着替え
- 6 調理・掃除
- 7 室内の移動
- 8 洗顔・困窮
- 9 電話の利用
- 10 お金の管理
- 11 日常の買い物
- 12 通院、通学・通勤
- 13 通院、通学・通勤洗濯等の家事以外の外出
- 14 日常生活に必要な意思の運送
- 15 日常生活動作の見守り
- 16 薬の管理
- 17 区役所や事業者などの手続き
- 18 介助や支援は必要ない
- 19 医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養、導尿、呼吸管理等）※4
- 20 その他 ( )

#### ※4 医療的ケア

「医療的ケア」とは、経管栄養、たんの吸引などの日常生活に不可欠な生活援助行為であり、長期にわたり継続的に必要とされるケアです。

問19 あなたを主に介助・支援している人はどなたですか。(○はひとつ)

- 1 父親
- 2 母親
- 3 配偶者
- 4 子
- 5 兄弟・姉妹
- 6 その他親族
- 7 ホームヘルパー
- 8 ボランティア
- 9 その他 ( )

問20 毎日の生活の中で介助や支援が必要な方にお聞きします。  
主な介助者があなただけを介助・支援できなくなった場合はどうしますか。  
(○は3つまで)

- 1 一緒に住んでいる家族に頼む
- 2 別に住んでいる家族に頼む
- 3 居宅介護（ホームヘルプ）を利用する
- 4 短期入所（ショートステイ）を利用する
- 5 障害者施設（障害者支援施設等）※5 に入所する
- 6 高齢者施設（老人ホーム等）に入所する
- 7 病院に入院する
- 8 グループホームに入居する
- 9 どうしたら良いかわからない
- 10 その他 ( )

問25 問24で「3 グループホーム等の共同生活住居に入居する」と回答された方にお聞きします。

あなたは、グループホームへは何歳ぐらいで入居したいと思いますか。(○はひとつ)

- 1 18～29歳
- 2 30～39歳
- 3 40～49歳
- 4 50～59歳
- 5 60～64歳
- 6 65～69歳
- 7 70～74歳
- 8 75歳以上

ここからは全ての方にお聞きします。

問26 あなたが地域で安心して暮らしていくためには、どのような施策が重要だと思いますか。(○は5つまで)

- 1 障害に対する理解の促進
- 2 医療機関サービスの充実
- 3 教育・育成の充実
- 4 雇用・就労支援の充実
- 5 相談支援体制の充実
- 6 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護、同行援護等)の充実
- 7 日中活動系サービス(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等)の充実
- 8 短期入所の充実
- 9 意思疎通支援の充実
- 10 福祉機器・補具などの充実
- 11 グループホームなどの整備
- 12 入所施設(障害者支援施設等)の充実
- 13 障害者向けの住まいの確保
- 14 居住支援の充実(住まい探しなど)
- 15 建物・道路などのバリアフリー化
- 16 当事者同士で支援しあえる仕組みづくり
- 17 趣味やスポーツ活動の充実
- 18 経済的支援の充実
- 19 災害時支援の充実
- 20 地域交流の場の充実
- 21 特になし
- 22 その他( )

問22 あなたが困ったときに相談する相手は誰ですか。(○はいくつでも)

- 1 家族や親族
- 2 近所の人
- 3 友人・知人
- 4 民生委員・児童委員
- 5 障害等の当事者会や家族の会
- 6 身体障害者相談員・知的障害者相談員
- 7 ヘルパー等福祉従事者
- 8 施設(通所・入所)の職員
- 9 医療関係者(医師・看護師・医療相談員)
- 10 障害福祉課・予防対策課の窓口
- 11 保健サービスセンター(保健師)
- 12 基幹相談支援センター
- 13 福祉事務所のケースワーカー
- 14 文京区社会福祉協議会
- 15 地域活動センター
- 16 高齢者あんしん相談センター
- 17 相談する相手はいない
- 18 その他( )

問23 あなたは、福祉に関する情報を、主にどこから得ていますか。(○はいくつでも)

- 1 区の広報紙
- 2 区のホームページ
- 3 区の障害福祉課・予防対策課
- 4 保健サービスセンター
- 5 施設(通所・入所)職員
- 6 テレビ・ラジオ
- 7 インターネット
- 8 新聞・書籍
- 9 障害等の当事者会や家族の会
- 10 医療機関
- 11 特になし
- 12 その他( )

問24 あなたは今後、どのような生活を希望しますか。(○はひとつ)

- 1 地域で独立して生活する
  - 2 親や親族と一緒に生活する
  - 3 グループホーム等の共同生活住居に入居する
  - 4 区内の障害者の入所施設(障害者支援施設等)に入所する
  - 5 遠くても良いので障害者の入所施設(障害者支援施設等)に入所する
  - 6 高齢者の入所施設(老人ホーム等)に入所する
  - 7 わからぬ
- 3に当てはまらない方は問26へ

## 4 福祉サービスについて

問28 あなたは、次のようなサービスを利用していますか。また、今後（2～3年以内に）利用したいと思えますか。既にご利用しており、今後も利用したい方は「1」、「2」両方に○をつけてください。現在利用していない方は、「2」、「3」、「4」から1つ○をつけてください。

※ 問28でお伺いするサービスは、障害福祉サービス等です。介護保険サービスなど高齢者向けサービスは含めないでください。

(1) 障害福祉サービス（訪問系）

サービス名	サービスの内容	1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するかわからない
① 居宅介護（ホームヘルプ）	障害のある方に対して、ヘルパー等が自宅に訪問し、入浴や食事の介護、掃除・洗濯等の家事、通院の介助を行います。	1	2	3	4
② 重度訪問介護	重い障害がある方に対して、ヘルパー等が自宅に訪問し、入浴や食事の介護、掃除・洗濯等の家事、外出時の移動中の介護等を行います。	1	2	3	4
③ 行動援護	知的障害や精神障害により、一人で行動することが困難な方に、移動中の介護や危険回避の援護などをを行います。	1	2	3	4
④ 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。	1	2	3	4
⑤ 同行援護	視覚障害により移動が困難な方に、外出時の移動の援護など必要な援助を行います。	1	2	3	4

問27 あなたは、区が「こころのバリアフリー」※6を進めていくためにどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（○は3つまで）

- 1 障害者や障害者の生活を伝えるパンフレットの発行
- 2 障害者作品展やイベントの開催
- 3 地域や学校等で交流の機会を増やすこと
- 4 地域や学校等でともに学び、ともに暮らすこと
- 5 学校や生涯学習での障害に関する教育や情報提供
- 6 障害についての講演会や疑似体験会の開催
- 7 障害者の一般就労の促進
- 8 特になし
- 9 その他（ ）

### ※6 こころのバリアフリー

障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足などからくる「こころの障壁（バリア）」を無くし、社会の中で障害があることによる不利益を受けることなく、障害がある人もない人も共に生活できる社会を実現していくことです。

(3) 障害福祉サービス(居住系)

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するか分からない
① 共同生活援助(グループホーム)	障害のある方に、主に夜間に共同で生活する居居・入浴・食事の介護、その他日常生活の援助を行います。	1	2	3	4
② 施設入所支援	施設入所の利用者に対して、夜間に入浴・排せつ又は食事の介護等を行います。	1	2	3	4

(4) 相談支援

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するか分からない
① 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	施設や病院に入所・入院している障害のある方に、地域生活に移行するための相談や、住居の確保など地域定着を図るための支援を行います。	1	2	3	4
② 計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)	障害のある方の状態や環境等を考慮して、適切なサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成します。	1	2	3	4

(5) 補装具の支給等

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するか分からない
① 補装具の支給等	障害者の身体機能を補完するために製作された補装具の費用を支給します。	1	2	3	4

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するか分からない
⑥ 短期入所(ショートステイ)	介護者が介護できない場合など、障害のある方に、短期間施設等で入浴・食事等の介護を行います。	1	2	3	4
福祉型(障害支援区分1以上の方等に對して、障害者支援施設等で実施)	医療型(重症・若者に對して、病院等で実施)	1	2	3	4

(2) 障害福祉サービス(日中活動系)

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するか分からない
① 生活介護	常に介護を必要とする方に、主に昼間に排せつ・食事等の介護、日常生活の支援を行います。	1	2	3	4
② 療養介護	医療的ケアに加え介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や看護・介護を行います。	1	2	3	4
③ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活ができるように、身体機能や生活能力の向上のために必要となる訓練を行います。	1	2	3	4
④ 就労移行支援	企業等に就労を希望する障害のある方に、生産活動や職場体験などを通じて能力向上のために必要となる訓練を行います。	1	2	3	4
⑤ 就労継続支援(A型・雇用型)	企業等に就労することが困難な障害のある方に、雇契約に基づき生産活動の機会を提供し、能力向上のための訓練を行います。	1	2	3	4
⑥ 就労継続支援(B型・非雇用型)	企業等に就労することが困難な障害のある方に、生産活動の機会を提供し、能力向上のための訓練を行います。	1	2	3	4

(7) 日常生活のサービス

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するか分からない
① リフトタクシー	車いすを使用している方のために、車いすごと乗車できるリフト付タクシーを運行します。 外出困難な方が積極的に社会参加できるように、福祉タクシー利用券を交します。 (この事業は、自動車燃料費助成事業との選択とびりです)	1	2	3	4
② 福祉タクシー利用券	自動車等の燃料費を助成します。(この事業は、福祉タクシー利用事業との選択とびりです)	1	2	3	4
③ 心身障害者理美容サービス	外出が困難な方等に、理容師等が自宅出張して調整するための費用を助成します。	1	2	3	4
④ 短期保護	心身障害のある方の介護をしている家族が、介護を行うことが困難な場合に、家族に代わり保護します。	1	2	3	4
⑤ 紙おむつ支給	在宅で、寝たきり等の状態にあり、おむつを使用している方に紙おむつを支給、又は費用を助成します。	1	2	3	4
⑥ 巡回入浴サービス	在宅で入浴が困難な重度障害者がある方に対して、巡回入浴車による入浴サービスを行います。	1	2	3	4
⑦ 在宅重症心身障害児(者)訪問事業	看護師が家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。	1	2	3	4
⑧ 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	看護師等を家庭に派遣し、家族が行っている医療的ケア等を、一定時間代わりに行います。	1	2	3	4

(6) 地域生活支援事業

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するか分からない
① 理解促進研修・啓発事業	障害者等の理解を深めるため、研修・啓発を通じて住民への働きかけを行います。	1	2	3	4
② 自発的活動支援事業	障害者等とその家族、地域住民等の自発的取り組みを支援します。	1	2	3	4
③ 相談支援事業	基幹相談支援センターで障害福祉サービス等の利用相談、専門機関の紹介等を行います。	1	2	3	4
④ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方に対して、ヘルパー等が社会参加に必要な外出の介護支援を行います。	1	2	3	4
⑤ 日常生活用具給付事業	障害のある方に、日常生活に必要な福祉用具の給付を行います。	1	2	3	4
⑥ 日中短期入所事業	日中、介護者が介護できない場合、障害のある方に対して、施設で一時的に入浴等の介護を行います。	1	2	3	4
⑦ 地域活動支援センター事業	障害のある方に創作的活動や社会との交流の機会等を提供します。	1	2	3	4
⑧ 意思疎通支援事業	意思の伝達に支援が必要な障害のある方に対して、手話通訳者、要約筆記者等の派遣により、コミュニケーションを支援します。	1	2	3	4

(8) 就労に関する支援

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するかわからない
① 障害者就労支援事業	障害者就労支援センターで、障害者の就労に向けた支援、職場定着への支援、日常生活への支援などを実施します。	1	2	3	4
② 安定した就業継続への支援	就労先への定期的な職場訪問を実施し、就業先での状況確認や個別面談などを通じて安定した就業継続が行えるように支援します。	1	2	3	4

(9) 医療に関する支援

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するかわからない
① 歯科診療	口腔衛生の向上を図るため、歯科診療・歯科検診を行います。	1	2	3	4
② 医療費助成	医療保険を使って病院や診療所等で診療、薬剤の支給等を受けた場合に自己負担分の費用を助成します。	1	2	3	4
③ 自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するため、医師（更生医療・育成医療・精神通院）について、医療費を助成します。	1	2	3	4

(10) 精神障害者を対象とした支援

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するかわからない
① 精神障害回復途上者ケア	集団生活指導などを通じて、対人関係等の課題を克服して社会復帰を目指します。	1	2	3	4
② 地域生活安定化支援事業	治療中断等による病状悪化を未然に防止するため、通院の同行や障害見守り支援を行います。	1	2	3	4

(11) 難病患者に関する支援

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するかわからない
① 難病リハビリ教室	神経・筋疾患・難病の病が運動機能を維持するために自宅でできる運動指導の方法を学びます。	1	2	3	4
② ハーキンソン体操教室	ハーキンソン病対象疾患の患者及び家族の方に、理学療法士による運動の指導を行います。	1	2	3	4

(12) その他

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するかわからない
① 成年後見制度支援事業	判断能力が不十分で、自分の財産や権利を守る事が困難な方に対して援助を行います。	1	2	3	4
② 地域福祉権利擁護事業	障害などの理由で判断能力が十分ではない方の金銭管理やサービス利用などをお手伝いする制度です。	1	2	3	4

問31 問28にある障害福祉サービスを利用している方や今後利用したい方にお聞きします。

サービス等利用計画の作成について、どのように進めていきたいですか。  
(○はひとつ)

- 相談支援事業所の相談支援専門員にサービス等利用計画の作成を依頼したい。
- セルフプランを自分や家族で作成したい。
- 通所施設の職員など福祉の知識のある身近な人が支援してくれたら、自分や家族でセルフプランを作成したい。
- まず詳しい内容を聞くために、相談支援事業所の相談支援専門員等に相談したい。
- サービス等利用計画もセルフプランもよくわからない。

問32 これまでに特定相談支援事業所でサービス等利用計画を作成したことがある方にお聞きします。

サービス等利用計画を作成して感じて感じたことはありますか。(○は4つまで)

- ニーズを適切に反映したサービスの提案を受けることができた。
- サービス等利用計画に沿った形でサービス提供、事業所等の支援を受けることができた。
- サービス等利用計画の内容が具体的に分かりやすかった。
- 相談支援専門員が丁寧に分かりやすく説明してくれた。
- 課題解決に向けて自分が取り組むべきことが明確になった。
- サービス等利用計画にニーズが適切に反映されなかった。
- サービス等利用計画の内容が分かりにくかった。
- 相談支援専門員の説明が分かりにくかった。
- 制度そのものが分かりにくかった。
- 特になし
- その他( )

③ 避難行動要支援者名簿への登録	災害発生時に自分が避難することが困難な方々を支援し、避難先や避難場所、避難用具等に役立ちます。	1	2	3	4
④ 緊急通報システム	重度心身障害のある方等が、急病やケガなどの緊急事態に陥ったとき、直接消防庁に通報できる装置を設置することにより、速やかな救助を行います。	1	2	3	4
⑤ 火災安全システム	重度心身障害者世帯等の火災対策として自動火災通報器を設置します。	1	2	3	4

問29 あなたには、サービス利用に関して困っていることがありますか。  
(○はいくつでも)

- サービスに関する情報が少ない
- 区役所での手続きが大変
- 利用できる回数や日数が少ない
- 事業者との利用日等の調整が大変
- サービスの質が良くない
- 利用したいサービスが利用できない
- 利用者負担(自己負担)が大きい
- 特になし
- その他( )

問30 あなたは、介護保険の要支援・要介護認定を受けていますか。  
(○はひとつ)

- 要支援・要介護認定を受けており、介護保険サービスを利用している
- 要支援・要介護認定を受けているが、介護保険サービスを利用していない
- 介護保険が利用できる年齢だが、要支援・要介護認定を受けていない
- 介護保険が利用できる年齢に到達していない

## 5 日中活動や外出について

問33 あなたは、平日の日中、主にどのよう過ごしていますか。(○はひとつ)

- 1 正社員・正職員として働いている →1に○を付けた方は問34へ
- 2 パート・アルバイトなどで働いている →2に○を付けた方は問34へ
- 3 自宅で働いている (自営業・内職・家業の手伝いなど) →3に○を付けた方は問34へ
- 4 就労移行支援事業所、就労継続支援 (A型、B型) 事業所などに通所して仕事をしている →4に○を付けた方は問34へ

- 5 地域活動支援センターなどの通所施設に通っている
- 6 大学・学校などに通っている
- 7 職業訓練中
- 8 就職活動中
- 9 自宅で家事をしている
- 10 育児をしている
- 11 特になにもしていない →11に○を付けた方は問35へ
- 12 休職中
- 13 その他 ( )

→上記1~4、11のいずれにも当てはまらない方は問36へ

問34 問33で「働いている(1~4)」と回答した方にお聞きします。仕事をすす上で困っていることはありますか (○は3つまで)

- 1 収入が少ない
  - 2 体力的につらい
  - 3 精神的につらい
  - 4 通勤が大変
  - 5 職場の人間関係
  - 6 職場での相談相手がない
  - 7 職場の障害理解が不足している
  - 8 職場環境が障害に対応していない
  - 9 仕事を覚えるのが遅い、覚えられなくて叱られる
  - 10 特にない
  - 11 その他 ( )
- 問36へ進んで下さい。

障害者の方のより良い生活を実現するため、障害福祉サービスを利用する方は「サービス等利用計画」を作ることとなります。自分で自分のサービスを組み立てるセルフプランもあります。

● サービス等利用計画  
 障害者総合支援法が定めている障害福祉サービスを利用する際に必要な、ご本人のための計画です。ご本人・ご家族から、区の指定を受けた特定相談支援事業所の相談支援専門員に依頼をして、ご本人・ご家族の希望する生活やサービスの利用意向に基づいた計画を作成してもらいます。  
 ご本人がサービスを実際に利用しようとする場合には、サービス提供事業所(ホームヘルパーや短期入所、就労支援事業所等)の手配が必要です。「サービス等利用計画」を作成すると、相談支援専門員が、サービス提供事業所の手配や連絡調整を行います。

● セルフプラン  
 相談支援専門員に依頼せずに、ご本人・ご家族が計画を作成することもできます。サービス提供事業所の手配はご本人・ご家族が行うこととなります。

問37 あなたは、休日や余裕のあるときに、どのように過ごしていますか。  
(○はいくつでも)

- 1 趣味や学習活動
- 2 スポーツ・運動
- 3 ボランティア活動
- 4 友人・知人と会う
- 5 演劇や映画の鑑賞
- 6 買い物
- 7 飲食店に行く
- 8 読書
- 9 旅行
- 10 家でくつろぐ
- 11 地域の行事への参加
- 12 近所の散歩
- 13 特に何もしない
- 14 その他

問38 あなたはどのくらいの頻度で外出していますか。(○はひとつ)

- 1 ほぼ毎日
- 2 週に3~4回
- 3 週に1~2回
- 4 月に1~3回
- 5 あまり外出しない

問39 あなたは、外出に関してどのようなことで困っていますか。  
(○はいくつでも)

- 1 歩道の段差や傾斜
- 2 建物の段差や階段
- 3 バスやタクシーの利用
- 4 駅構内の移動や乗り換え
- 5 券売機の利用
- 6 トイレの利用
- 7 歩道上に障害物が多い
- 8 疲れたときの休憩場所
- 9 自動車・自転車で渋滞を感じる
- 10 外出するのに支援が必要である
- 11 外出したくても介助者がいない
- 12 特にない
- 13 その他

問35 問33で「11 特になにもしていない」と回答した方にお聞きします。  
あなたが就労や通所などをしていない理由は何ですか。  
(○は3つまで)

- 1 障害の程度や症状のため
- 2 高齢のため
- 3 職場の人間関係に不安があるため
- 4 職場の障害理解に不安があるため
- 5 職場や活動の場に通うのが困難なため
- 6 周囲から止められているため
- 7 自分に合った仕事がないため
- 8 自分に合った活動の場がないため
- 9 働く自信がないため
- 10 働く必要がないため
- 11 どんな場所があるか分からない
- 12 特に理由はない
- 13 その他

ここからは全ての方にお聞きします。

問36 障害者が一般就労するためにはどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 就労に向けての相談支援
- 2 就労してからの相談支援
- 3 転職・退職に合わせた相談支援
- 4 障害特性に合わせた職業訓練
- 5 職場での就労体験
- 6 自分に合った仕事を見つける支援
- 7 障害者向けの求人情報の提供
- 8 障害特性に合った多様な仕事
- 9 障害に合った柔軟な勤務体系
- 10 職場の障害理解の促進
- 11 職場適応援助者(ジョブコーチ)
- 12 職場のバリアフリー化
- 13 通勤経路のバリアフリー化
- 14 特にない
- 15 その他

## 7 差別解消について

問42 社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮を進めていくために必要なことは何だと思われますか。(〇は2つまで)

- 1 区民や民間事業者に対して障害者差別解消法 ※7 に関する周知・啓発
- 2 障害者差別解消法 に係るセミナー等の開催
- 3 障害当事者を講師とした区民・民間事業者向けの研修
- 4 筆談、読み上げ、手話など障害者の特性に応じたコミュニケーション手段の設置
- 5 意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器（タブレット端末等）等の活用
- 6 ヘルプマーク・ヘルプカードの周知・啓発
- 7 特にない
- 8 その他 ( )

### ※7 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔でられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会的に推進することを目的に制定され、平成28年4月1日から施行されました。

### 〇不当な差別的取扱いの禁止

不当な差別的取扱いとは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。行政機関又は民間事業者は、正当な理由なく、障害者の権利利益を侵害してはなりません。

### 〇合理的配慮の提供

行政機関等は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過量でないときは、社会的障壁（バリア）を除去するための必要かつ合理的な取組を行わなければならない。（民間事業者については努力義務）

## 6 住まいについて

問40 あなたは、住まいに関してどのようなことで困っていますか。(〇はいくつでも)

- 1 玄関などの段差
  - 2 階段の昇り降り
  - 3 廊下や出入口が狭い
  - 4 風呂が使いにくい
  - 5 トイレが使いにくい
  - 6 手すりがない
  - 7 建物の老朽化
  - 8 家賃など住宅費の負担
  - 9 特にない
  - 10 その他 ( )
- 問41 あなたは、住まいに関してどのような支援を必要としていますか。(〇は2つまで)
- 1 住宅改修費用の貸付・助成
  - 2 家具転倒防止や耐震化など災害対策
  - 3 公営住宅への優先入居の孤充
  - 4 民間賃貸住宅の入居支援
  - 5 グループホームなどの整備
  - 6 特にない
  - 7 その他 ( )

**※8 避難行動要支援者名簿**

避難時に自力で避難することが困難な方(災害時要配慮者)を被災時に地域全体で支援するため、一定の条件のもと、区が指定又は本人等の申請に基づき区が整備する名簿です。

**9 自由意見**

問45 区の障害者福祉施策に関して、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※お書きいただいたご意見・ご要望に、個別にお答えすることはできませんが、計画策定の際の参考にさせていただきます。

質問は以上で終わりです。

この度は調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

平成28年10月21日(金)までに、同封の「返信用封筒」に、ご回答いただいたこの調査票を入れて、ポストに投函してください。  
封筒に切手を貼る必要はありません。  
また、個人情報保護の観点から、調査票や封筒に、ご住所お名前をお書きにならないよう、お願いします。

**8 災害対策について**

問43 あなたが、地震などの災害が発生したときに困ることや不安なことは何ですか。(〇はいくつでも)

- 1 災害の情報を知る方法がわからない
- 2 助けを求めめる方法がわからない
- 3 避難所の場所がわからない
- 4 近くに助けしてくれる人がいない
- 5 一人では避難できない
- 6 避難所の設備が障害に対応しているか不安
- 7 避難所で必要な支援が受けられるか不安
- 8 避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい
- 9 薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安
- 10 医療機器の電源確保が心配
- 11 特にない
- 12 その他 ( )

問44 あなたは、災害に対してどのような備えをしていますか。(〇はいくつでも)

- 1 日頃から家族で災害時の対応を話し合っている
- 2 非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている
- 3 疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている
- 4 近所の人や知人等に、災害が発生したときの助けをお願いしている
- 5 文京区の「避難行動要支援者名簿」※8に登録している
- 6 家具に転倒防止器具を取り付けている
- 7 住居の耐震診断を受け、必要な補強を行っている
- 8 区民防災組織(町会・自治会)や消防団等に参加している
- 9 地域の防災訓練や勉強会・セミナー等に参加している
- 10 特にない
- 11 その他 ( )